

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆ 上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ
- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン in 高松市のお知らせ

2. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 136

平成 26 年度における国際取引等調査に基づく
課徴金納付命令勧告事案について

証券取引等監視委員会事務局 国際取引等調査室長 河村 企彦

証券取引等監視委員会（以下、「証券監視委」といいます。）では、平成 17 年 4 月に課徴金制度が導入されて以降、金融商品取引法上の権限に基づき、風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引といった不公正取引について取引調査を行っており、調査の結果、金融商品取引法に違反する行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行う

ことを勧告しています。

本稿においては、平成 26 年度における国際取引等調査に基づく勧告の状況を紹介します。なお、国際取引等調査室は、平成 23 年 8 月に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当するために設置された組織です。

1. 平成 26 年度における勧告事案

平成 26 年度に国際取引等調査に基づき課徴金納付命令勧告を行った事案は 4 件であり、違反行為別では、全てが相場操縦事案となっています。

これらの 4 件については、(1)平成 26 年 6 月 13 日に勧告したむさし証券株式会社による TOPIX 先物に係る相場操縦事案、(2)平成 26 年 9 月 5 日に勧告した海外居住者による長期国債先物に係る相場操縦事案、(3)平成 26 年 12 月 5 日に勧告した Areion Asset Management Company Limited による相場操縦事案、(4)平成 27 年 3 月 6 日に勧告した Select Vantage Inc. による相場操縦事案となっています。

このうち後者 3 件についてはクロスボーダー取引を利用した不公正取引事案であり、それぞれ海外当局（シンガポール通貨監督庁、香港証券先物取引委員会、英国金融規制機構）と緊密に協力・連携した結果、課徴金納付命令勧告に至ったものです。

なお、上記 4 件の課徴金の額は、合計 4 億 5,863 万 2,935 円となっています。

2. 勧告事案の特色

平成 26 年度に勧告した事案の特色としては、TOPIX 先物や長期国債先物といった市場デリバティブ商品の取引に係る相場操縦が 2 件あり、デリバティブに係る不公正取引に対して初めて勧告した事案となっています。また、Select Vantage Inc. による相場操縦事案については、取引所の昼休み（場間）に取引所と PTS（私設取引システム）をまたいで行われた相場操縦に対して初めて勧告した事案となっています。このほか、Areion Asset Management Company Limited による相場操縦事案については、大引け前 30 秒という短時間に大量の買い注文を連続して発注して株価を引き上げているという点に特徴があります。

また、上記の勧告事案については、短時間で発注等を繰り返し行うような手口で相場操縦が行われており、これらの発注の一部にはアルゴリズムによる自動発注が見受けられたものもあり、こうした高速取引による相場操縦に対しても日本取引所自主規制法人(JPX)の協力を得て調査を進め、実態把握を行ったところです。

なお、最近の相場操縦事案では、上記のとおり、取引所取引と PTS 取引を組み合わせたものや高速取引を用いたものなど、これまでになかったような新しい手口が見られるところであり、市場の取引形態の多様化や取引技術の進展等を背景として、不公正取引も複雑化・巧妙化してきていると思われます。証券監視委としては、こうした市場の変化に柔軟に対応していく必要があると感じています。

3. おわりに

今回は、平成 26 年度において国際取引等調査に基づき勧告を行った事案を紹介しましたが、近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらが我が国市場や投資家に与える影響が高まっています。

例えば、我が国の株式市場においては、海外投資家の売買金額が全体の 6 割程度を占めるなど、クロスボーダー取引が常態化しています。

また、時代の変遷に伴い、HFT (High Frequency Trading : 高頻度取引) についても年々増加し、日本取引所グループの推計によれば、平成 25 年 5 月において、その注文件数や注文金額が全体の半数以上を占める状況になっています。

このような取引が増加している中、証券監視委は、海外投資家によるクロスボーダー取引を利用した不公正取引や HFT を利用した手口の不公正取引に対する調査において、日本取引所自主規制法人 (JPX) や海外当局等と緊密に連携し、市場監視の空白が生じないように引き続き監視の強化に努めており、市場の公正性の確保及び投資者の保護を図っているところです。

市場参加者の皆様におかれましても、証券監視委の活動へのご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>